

生産性要件算定シート

生産性の算定対象となる事業所(個人事業主)名等	
申請事業所名	事業所番号

項目	勘定科目	A Bの3年前年度 (年度) Aの会計期間	B 直近年度 (年度) Bの会計期間
		年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
①青色申告特別控除前の所得金額	青色申告特別控除前の所得金額		
②人件費	給料賃金		
	専従者給与		
	福利厚生費		
③減価償却費	減価償却費		
④動産・不動産賃借料	地代家賃		
⑤租税公課	租税公課		
(1) 付加価値[= ①+②+③+④+⑤](円)			
(2) 雇用保険被保険者数(人)			
(3) 生産性[= (1) / (2) B](円)			
(4) 生産性の伸び[= ((3)B - (3)A) / (3)A](%)			

(5) 生産性の向上に効果があった事業主の取り組み	従業員的能力開発に取り組むことに加え、〇〇設備の導入により業務の効率性を高める効果があった。
---------------------------	------------------------------------------------

(注)裏面の留意事項をよくお読み下さい。助成金の申請に当たっては、①～⑤に相当する勘定科目の額が表示された青色申告決算書などを添付して下さい。

(裏面)

【記入上の留意事項】

- 1 本シートは、助成金申請事業所の「生産性の伸び」を算定するためのシートです。具体的には、当該事業所の青色申告決算書の勘定科目等のうちシートの①～⑤に該当するものの額を合算することによって、事業所が1年間に生み出した「付加価値額」を求め、それを「労働者数(雇用保険被保険者数)」で除すことによって「生産性」を求めます。さらに、この「生産性」について直近年度とその3年度前のものを比較することによってその伸びを算定します。
- 2 生産性は事業所単位で算定されることとなりますが、事業所単位で青色申告決算書を作成していない場合(複数の店舗を合算している場合など)は、青色申告決算書ベースの事業所の単位に最も近い単位の組織について算定します。
シート上部の「生産性の算定対象となる事業所(個人事業主)名等」「申請事業所名」欄には、このことを踏まえて記入して下さい。
- 3 税務署に提出する青色申告決算書から必要な勘定科目等を転記してください。
- 4 A・B欄の空白部分は、和暦で記入し、あわせて会計年度についても記入して下さい(例:「H28」)。
- 5 (2)の雇用保険被保険者数は、青色申告決算書と同じ単位の組織の人数を記入して下さい(複数の事業所がある場合は、その事業所の被保険者数を合算します。その際当該事業所名と事業所番号を記した任意様式の書面を添付して下さい)。AとBの会計年度の末日現在の人数を記入して下さい。なお支給審査の過程で、労働局が雇用保険データによって確認して正確な人数に補正することがあります。
- 6 (3)は小数点以下四捨五入して下さい。(4)は%で表示し、小数点以下2桁以下を切り捨てて下さい(例:6.2%)。
- 7 (5)には、生産性の向上に効果があったと思われる事業主の取り組み(例えば、従業員の能力開発・意欲(働きがい)の向上、働き方や働きやすさの改革、業務の効率性や成果を高める設備・機器の導入など)の具体的な内容を記入して下さい。

【勘定科目に関する留意事項】

- 1 シートの①「青色申告特別控除前の所得金額」とは、青色申告決算書の「売上げ(収入)金額」から「売上原価」及び「経費」を差し引いた額に、「各種引当金・準備金等」の「繰戻額等(貸倒引当金)」から「繰入額等(専従者給与及び貸倒引当金)」を差し引いた額を合算した金額です。その他②～⑤に該当する勘定科目を青色申告決算書から転記してください。
- 2 勘定科目は、A年度とB年度で共通であることが必要です(途中で科目が変更になった場合でも、計上する対象の範囲が同一であることが必要です)。
- 3 「②人件費」に該当する勘定科目の選定については、次に留意して下さい。
 - (1) 「②人件費」に該当する勘定科目は、基本的には、従業員及び専従者の給料、諸手当、賞与に相当するもののほか、「法定福利費」(社会保険料など)、「福利厚生費」です。
 - (2) 従業員及び専従者の「退職金」は、通常は「人件費」に該当しますが、それが計上された年度とそうでない年度の落差が大きく、生産性の伸びを正確に算定できなくなるため、生産性の計算上「人件費」に含めないこととし、本シート上では除外して下さい。
 - (3) 「通勤費」は諸手当の一種として人件費に該当しますが、出張旅費などの「旅費交通費」(通勤費を「旅費交通費」の中に含めている場合を含む)は、人件費に該当しないものとします。
 - (4) 派遣労働者に係る派遣手数料は、人件費に該当しません。

【その他】

生産性要件算定シート(添付した証拠書類等を含む)の内容に虚偽があった場合は、不支給となったり、不正受給として返還等の対象となります。